

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月18日提出

岩倉市長 久保田桂朗

専決第 5 号

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

令和 8 年 7 月 1 3 日に発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

令和 8 年 9 月 2 日専決

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

事 故		相手方住所氏名	損害賠償の額
場 所	概 要		
岩倉市昭和町三丁目 3 3 番地先 市道南 1 9 7 号線	相手方がロードバイクを運転中、アスファルトの剥離により生じていた窪みを走行した際にバランスを崩してガードレールに衝突し、及び転倒したことにより、当該ロードバイクのフレームが破損したもの。	愛知県北名古屋市 在住の個人	25,960 円